

神奈川県手話言語条例の一部を改正する条例案の概要について

(1) 改正の趣旨

令和3年度に行った条例の見直しに伴い、ろう者自身による意思決定や社会参加の観点から、手話を必要とするろう者の手話習得を位置付けるなど、所要の改正を行う。

(2) 改正案の内容（詳細は別紙1、別紙2を参照）

ア 手話を使用する者に関する規定の整理

条例が触手話や接近手話といった手話を使用する者（盲ろう者）を含むことの明確化を図る。（第2条関係）

イ 手話を必要とする者の手話の習得等についての追記

ろう者自身による意思決定や社会参加の観点から、手話の使用を必要とする者（ろう児やその保護者等を含む。）が手話を習得できることや使用に係る機会が確保されること、また、手話が受け継がれるべき言語であることについて追記する。（第3条関係）

ウ 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の趣旨の反映、明確化等

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の公布等を踏まえ、手話の普及にあたり、神奈川県手話推進計画の立案に関する当事者（ろう者、手話通訳を行う者その他の手話を使用する者）の参画や市町村への支援等、関連規定への趣旨の反映、明確化を図る。（第4条、第5条、第8条関係）

(3) 施行期日

公布の日